

## 救急科専門医新規認定申請 審査方法

## 救急科専門医新規認定申請 審査方法について

下記3段階で審査し、審査を合格した申請者のみが次の審査に進むことができる。

1. 救急勤務歴審査：配点上限10点
2. 診療実績審査：配点上限10点
3. 筆記試験：80点満点

総合判定として、合計100点満点中、総得点70点以上を合格とする。

### ■救急勤務歴審査

#### 1. 救急勤務歴について

救急勤務歴審査においては、救急勤務歴3年（36か月）以上を合格とする。

救急勤務歴とは、救急専従歴と救急兼任歴をいう。この場合、勤務施設が救急科専門医指定施設であるか否かを問わない。卒後初期臨床研修に関しては、救急専従歴のみ救急勤務歴に含むことができる。

また、救急兼任歴については「3. 救急兼任歴について」により救急勤務歴に加算する。専任歴については一括して救急兼任歴として扱う。なお、救急専従歴の期間と重複して救急兼任歴を申請することはできない。

救急勤務歴3年以上のうち、少なくとも1年以上の救急専従歴を必須とする。1年の救急専従歴の無いものは申請することができない。

#### 2. 救急専従歴について

1) 救急部門に所属すること。

2) 救急部門の診療に従事すること。

※職員就業規則等において正規職員に定められた勤務時間を救急部門での業務に従事すること

3) 専従歴の最小単位は連続して3か月以上とし、専従歴に加算することができる。

卒後初期臨床研修に関しては、専従歴の最小単位は連続して1か月以上とし、最大3か月まで専従歴に加算することができる。

#### 3. 救急兼任歴について

兼任期間については、下記換算方法により救急勤務歴に加算する。勤務施設が救急科専門医指定施設であるか否かを問わない。

$$\frac{(\text{月数}) \times X}{6}$$

・「X」：週の関与回数 ※週2回までとし、3回以上の関与は認めない。

・勤務形態の「一日」「半日」「夜間」の区別なし

(例①) 週1回の救急兼任を36か月間行った場合

36か月×1回／6＝6か月となり、救急勤務歴に6か月加算

(例②) 週2回の救急兼任を25か月間行った場合

25か月×2回／6 = 8.33か月となり、救急勤務歴8.33か月に加算(小数点第3位を四捨五入)

4. 救急専従歴に対する加算

第3次審査終了後の総合判定においては、救急勤務歴のうち、救急専従期間について、下記のとおり配点し、その上限を10点とする。ただし、必須の救急専従期間および兼任期間は0点とする。

- (1) 救急科専門医指定施設での救急専従 …… 1年につき 5点
- (2) 非指定施設での救急専従 …… 1年につき2.5点

1年に満たない救急専従期間については、下記のとおり算出し、加算する。

- (3) 救急科専門医指定施設での救急専従 …… 5(点) × (月数) / 12
- (4) 非指定施設での救急専従 …… 2.5(点) × (月数) / 12

(例③) 救急科専門医指定施設での救急専従期間が5年間の場合

5点 × (5年 - 必須の救急専従期間1年) = 20点ではなく、10点となる

(例④) A病院(救急科専門医指定施設)救命救急センターでの救急専従期間が1年6か月

B病院(非指定施設)救急部での救急専従期間が2年の場合

〈救急勤務歴〉 A病院での救急専従歴 1年6か月

B病院での救急専従歴 2年

合計 3年6か月となる

〈配点〉 A病院での点数 5点 × 1年 + 5点 × 6か月 / 12

B病院での点数 2.5点 × (2年 - 必須の救急専従期間1年)

合計 10点となる

(例⑤) C病院(救急科専門医指定施設)救命救急センターでの救急専従期間が2年

同病院 外科 週1回1日の救急兼任期間が6年の場合

〈救急勤務歴〉 救命救急センターでの救急専従歴 2年

外科での救急兼任期間を救急勤務歴に加算し、

72か月 × 1回 / 6 = 12か月

合計 3年となる

〈配点〉 救命救急センターでの救急専従期間の点数 5点 × (2年 - 必須の救急専従期間1年)

外科での救急兼任期間は0点

合計 5点となる

■**診療実績審査**

救急勤務歴審査に合格したものが対象となる。審査方法については、診療実績表および注意事項を参照すること。

なお、診療実績審査の際に提出できるのは、救急勤務歴審査で救急部門の専従または兼任として申告のあった施設、ならびにその期間内での経験症例のみとする。また、症例の有効期間は申請年3月31日までの10年間とする。

■**筆記試験**

診療実績審査に合格したものが対象となる。